

一般社団法人 資産運用業協会
会長 殿

(商号又は名称) JAMPファンド・マネジメント株式会社

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025 年 12 月末日現在)

資本金の額	10,000,000 円
会社が発行する株式の総数	1,000,000 株
発行済株式の総数	300,000 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後 (変更前)
2022 年 6 月 28 日	10,000,000 円
2022 年 12 月 19 日	50,000,000 円 (10,000,000 円)
2023 年 7 月 7 日	70,000,000 円 (50,000,000 円)
2025 年 7 月 31 日	10,000,000 円 (70,000,000 円)
2025 年 12 月 12 日	110,000,000 円 (10,000,000 円)
2025 年 12 月 12 日	10,000,000 円 (110,000,000 円)

(2) 委託会社の機構 (2025 年 12 月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、3 名以上 5 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任します。

代表取締役は取締役会の決議によって選定します。

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議

長を務めるものとします。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

〈運用の意思決定機構〉

運用担当者は「運用規程」に基づき承認された運用計画書に従い、ポートフォリオ決定・リスク管理・資金管理を考慮して投資判断を行い、業務管理部に売買を指図します。日々の投資信託財産の運用については、「運用リスクモニタリング規程」に則って、運用部がモニタリングを実施します。発注後トレード・チェックにて問題がある、或いは問題がある可能性がある場合には、コンプライアンス部は発注内容について検証を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業を行っています。

2025年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	7	9,730
合計	7	9,730

※純資産総額について、百万円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3. 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（自

2024年3月1日 至 2025年2月28日)の財務諸表及び第4期事業年度の中間会計期間(自2025年3月1日 至 2025年8月31日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、第2期事業年度(自2023年4月1日 至 2024年2月29日)の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

3. 2024年2月26日開催の定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から2月末に変更いたしました。この変更に伴い、第2期事業年度は2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
4. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

JAMPファンド・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJAMPファンド・マネジメント株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年2月29日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)		当事業年度 (2025年2月28日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		474		13,609
未収委託者報酬		10,479		10,009
前払費用		25		963
未収収益	※2	2,044	※2	3,770
未収入金		—		3,000
未収消費税等		365		179
預け金	※2	80,170	※2	68,570
流動資産合計		93,558		100,103
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備(純額)	※1	189		—
工具、器具及び備品(純額)	※1	495	※1	0
有形固定資産合計		685		0
固定資産合計		685		0
資産合計		94,244		100,103

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)		当事業年度 (2025年2月28日)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※2	7,449	※2	8,198
未払法人税等		165		180
その他		93		3
流動負債合計		7,708		8,381
負債合計		7,708		8,381
純資産の部				
株主資本				
資本金		70,000		70,000
資本剰余金				
資本準備金		30,000		30,000
資本剰余金合計		30,000		30,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△13,464		△8,278
利益剰余金合計		△13,464		△8,278
株主資本合計		86,535		91,721
純資産合計		86,535		91,721
負債純資産合計		94,244		100,103

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業収益		
委託者報酬	20,332	49,636
営業収益計	20,332	49,636
営業費用		
支払手数料	366	725
調査費	—	77
委託調査費	15,775	38,511
委託計算費	4,449	10,508
通信費	170	168
協会費	5,207	1,580
営業費用計	25,968	51,572
一般管理費		
旅費交通費	603	6
租税公課	387	43
外注費	2,052	1,529
減価償却費	361	336
諸経費	312	165
一般管理費計	3,717	2,080
営業損失(△)	△9,353	△4,016
営業外収益		
受取利息	※1 1,670	※1 1,732
補助金収入	—	8,000
その他	—	0
営業外収益計	1,670	9,732
経常利益又は経常損失(△)	△7,683	5,715
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 162
減損損失	—	※3 186
特別損計	—	348
税引前当期又は税引前当期純損失(△)	△7,683	5,366
法人税、住民税及び事業税	165	180
法人税等合計	165	180
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,848	5,186

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金		
当期首残高	50,000	10,000	—	10,000	△5,615	△5,615	54,384
当期変動額							
新株の発行	20,000	20,000	—	20,000			40,000
当期純損失(△)					△7,848	△7,848	△7,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	20,000	20,000	—	—	△7,848	△7,848	32,151
当期末残高	70,000	30,000	—	30,000	△13,464	△13,464	86,535

	純資産合計
当期首残高	54,384
当期変動額	
新株の発行	40,000
当期純損失(△)	△7,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	
当期変動額合計	32,151
当期末残高	86,535

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	70,000	30,000	—	30,000	△13,464	△13,464	86,535
当期変動額							
当期純利益					5,186	5,186	5,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	5,186	5,186	5,186
当期末残高	70,000	30,000	—	30,000	△8,278	△8,278	91,721

	純資産合計
当期首残高	86,535
当期変動額	
当期純利益	5,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	
当期変動額合計	5,186
当期末残高	91,721

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	3年
工具、器具及び備品	3年～4年

3 収益及び費用の計上基準

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスから委託者報酬を稼得しております。

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を信託の計算期間末ごとに年2回受取ります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
有形固定資産	685千円	0千円
減損損失	—	186千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損損失の認識にあたっては、当社はファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、キャッシュ・フローを生み出す単位は全社を1つのグルーピングとしております。

減損の兆候の判定は、営業活動から生じた損益や、経営環境及び市場価格の状況など、当社が利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損の兆候があると認められた資産については、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。

減損損失を認識すべきと判断された資産については、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値に基づく回収可能価額まで減額しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能価額の見積りにおける主要な仮定は、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる市場価値等及び割引率であります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その前提となる条件や仮定に変更が生じて見積額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
建物附属設備	83 千円	— 千円
工具、器具及び備品	277	409

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
未収収益	2,044 千円	3,770 千円
預け金	80,170	68,570
未払金	2,937	2,940

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
受取利息	1,670 千円	1,726 千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
建物附属設備	—	98 千円
工具、器具及び備品	—	63
計	—	162

※3 減損損失

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	端末機器	工具、器具及び備品	186千円

(1)資産グルーピングの方法

当社はファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております

(2)減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(3)回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により測定しております。割引率は国債の流通利回りを使用して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	60,000	40,000	—	100,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加40,000株は、第三者割当による新株発行の増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	100,000	—	—	100,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。預け金は、預け先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクは残高管理を実施することでリスクの低減に努めております。

営業債権である未収委託者報酬、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「預け金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	474	—	—	—
未収委託者報酬	10,479	—	—	—
預け金	80,170	—	—	—
合計	91,123	—	—	—

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	13,609	—	—	—
未収委託者報酬	10,009	—	—	—
預け金	68,570	—	—	—
合計	92,189	—	—	—

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	2,965千円	1,079千円
減価償却費損金算入限度超過額	—	117
繰延資産損金算入限度超過額	1,421	1,421
繰延税金資産小計	4,387千円	2,618千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,965	△1,079
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△1,421	△1,538
評価性引当額小計	△4,387	△2,618
繰延税金資産合計	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	2,965	2,965
評価性引当額	—	—	—	—	—	△2,965	△2,965
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	1,079	1,079
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,079	△1,079
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率 (調整)	—	33.6%
住民税均等割等	—	3.4%
評価性引当額の増減	—	△33.0%
その他	—	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	3.4%

(注) 前事業年度は税引前当期純損失であるため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳を記載しておりません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
顧客との契約から生じる収益		
委託者報酬	20,332千円	49,636千円
営業収益	20,332千円	49,636千円

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	日本資産運用基盤株式会社	東京都千代田区	100,000	グループ会社への人材供給・人材紹介	(被所有)直接100%	役員の兼任	資金の預け金(純額)(注1)	23,700	預け金	80,170
							利息の受取(注1)	1,670	未収収益	2,044
							経費の立替(注2)	—	未払金	2,937

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 預け金は、グループ会社間資金貸借に関する合意書に基づき、日本資産運用基盤株式会社が運用するCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、利息については予め定められた条件により計上を行っております。なお、取引金額は純額で記載しております。
- 立替経費は実費であります。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	日本資産運用基盤株式会社	東京都千代田区	100,000	グループ会社への人材供給・人材紹介	(被所有)直接100%	役員の兼任	資金の預け金(純額)(注)	△11,600	預け金	68,570
							利息の受取(注)	1,726	未収収益	3,770

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

預け金は、グループ会社間資金貸借に関する合意書に基づき、日本資産運用基盤株式会社が運用するCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、利息については予め定められた条件により計上を行っております。なお、取引金額は純額で記載しております。

2 親会社に関する注記

日本資産運用基盤株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	865円54銭	917円22銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△91円25銭	51円86銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△7,848	5,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△7,848	5,186
普通株式の期中平均株式数(株)	86,011	100,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	86,535	91,721
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る事業年度末の純資産額(千円)	86,535	91,721
1株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度 末の普通株式の数(株)	100,000	100,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月16日

JAMPファンド・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第4期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		7,370
未収委託者報酬		11,539
前払費用		1,155
未収収益	※2	4,580
未収消費税等		3,536
預け金	※2	66,570
流動資産合計		94,752

固定資産

有形固定資産

工具、器具及び備品(純額)	※1	0
有形固定資産合計		0

投資その他の資産

投資有価証券		1,999
投資その他の資産合計		1,999

固定資産合計		1,999
--------	--	-------

資産合計		96,751
------	--	--------

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

負債の部		
流動負債		
未払金	※2	40,233
未払法人税等		90
流動負債合計		40,323
負債合計		40,323
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000
資本剰余金		81,721
その他資本剰余金		81,721
資本剰余金合計		81,721
利益剰余金		
その他利益剰余金		△35,293
繰越利益剰余金		△35,293
利益剰余金合計		△35,293
株主資本合計		56,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△0
評価・換算差額等合計		△0
純資産合計		56,428
負債純資産合計		96,751

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業収益	
委託者報酬	24,690
営業収益計	24,690
営業費用	
支払手数料	396
調査費	520
委託調査費	19,174
委託計算費	6,844
通信費	12
協会費	428
営業費用計	27,377
一般管理費	
旅費交通費	2
租税公課	97
業務委託費	※ 28,338
諸経費	4,897
一般管理費計	33,335
営業損失(△)	△36,023
営業外収益	
受取利息	819
その他	2
営業外収益計	821
経常損失(△)	△35,201
税引前中間純損失(△)	△35,201
法人税、住民税及び事業税	91
法人税等合計	91
中間純損失(△)	△35,293

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金		
当期首残高	70,000	30,000	—	30,000	△8,278	△8,278	91,721
当中間期変動額							
減資	△60,000	△30,000	90,000	60,000			—
資本剰余金から利益剰余金 への振替			△8,278	△8,278	8,278	8,278	—
中間純損失(△)					△35,293	△35,293	△35,293
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	△60,000	△30,000	81,721	51,721	△27,015	△27,015	△35,293
当中間期末残高	10,000	—	81,721	81,721	△35,293	△35,293	56,428

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	—	91,721
当中間期変動額		
減資		—
資本剰余金から利益剰余金 への振替		—
中間純損失(△)		△35,293
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△35,293
当中間期末残高	△0	56,428

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

3 収益及び費用の計上基準

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスから委託者報酬を稼得しております。

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を信託の計算期間末ごとに年2回受取ります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
工具、器具及び備品	409千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
未収収益	4,578千円
預け金	66,570
未払金	34,112

(中間損益計算書関係)

※ 関係会社との取引に係るものは、次のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
業務委託費	28,338千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当中間会計期間期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	100,000	—	—	100,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
顧客との契約から生じる収益	
委託者報酬	24,690千円
営業収益	24,690千円

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	564円28銭
1株当たり中間純損失(△)	△352円93銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純損失(△)(千円)	△35,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△35,293
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (2025年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	56,428
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	56,428
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株)	100,000

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株発行)

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式の発行を決議し、2025年12月12日に払込が完了いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 200,000株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき 1,000円
(3) 発行価格の総額	200,000千円
(4) 資本金組入額	1株につき 500円
(5) 資本金組入額の総額	100,000千円
(6) 資本準備金組入額	1株につき 500円
(7) 資本準備金組入額の総額	100,000千円
(8) 割当先	日本資産運用基盤株式会社
(9) 払込期日	2025年12月12日
(10) 資金の用途	運転資金

(資本金等の減少)

当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり決定いたしました。

- (1) 資本金等の減少の目的
当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため。
- (2) 減少する資本金の額
資本金の額 110,000千円のうち100,000千円
- (3) 減少する資本準備金の額
資本準備金の額 100,000千円のうち100,000千円
- (4) 資本金等の額の減少の方法
資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行っただうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。
- (5) 資本金等の額の減少の日程
債権者異議申述公示日 2025年10月21日
債権者異議申述最終期日 2025年11月21日
効力発生日 2025年12月12日

公開日 2026年5月8日
作成基準日 2026年2月16日

担当部署名 コンプライアンス部
電話番号 03-3527-2740